

議案第五十六号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

訴えの提起について

左記のとおり訴えを提起する。

記

- 一 件 名 建物使用料等滞納分支払の請求に関する民事訴訟
- 二 訴訟当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告

三 事件及び訴えの要旨

- (一) 建物使用料及び共益費の滞納

港区（以下「区」という。）は、平成七年三月二十三日、
住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）に基づき、設置し、管理する東京都港区高輪一丁目十六番二十五号に位置する港区立住宅シテイハイツ高輪六〇四号室（以下「本件建物」という。）の使用について、同条例に基づき、許可を与えた。

は、本件建物の使用料及び共益費（以下「使用料等」という。）を平成十八年八月分まで納付したが、同年九月分を滞納し、同年十月分から平成十九年一月分まで納付したが、同年二月分から滞納した。

区は、
に対して、再三にわたり督促を行ったが、
は、使用料等の納付を一切しなかった。

は、平成十九年六月三十日、使用料等滞納分の納付をしないまま、本件建物を返還した。

(二) 訴訟の提起

滞納の額は、使用料等百十一万七千七百七十五円（平成十八年九月一日から同月三十日まで及び平成十九年二月一日から同年六月三十日までの使用分）に達している。

よって、区は、
を被告として、使用料等滞納分の支払及び仮執行の宣言を求める訴えを提起する。

四 訴訟遂行の方針

本件訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。